国港総第655号 国港技第96号 令和2年3月17日

各地方整備局 総務部 総括調整官 港 湾 空 港 部 長 殿

港 湾 局 総務課長 技術企画課長 (公 印 省 略)

令和2年度及び令和3年度の工事等に対する政府調達に関する 協定の適用等について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」(令和2年財務省告示第20号)が告示され、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用範囲が定められたこと等を受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

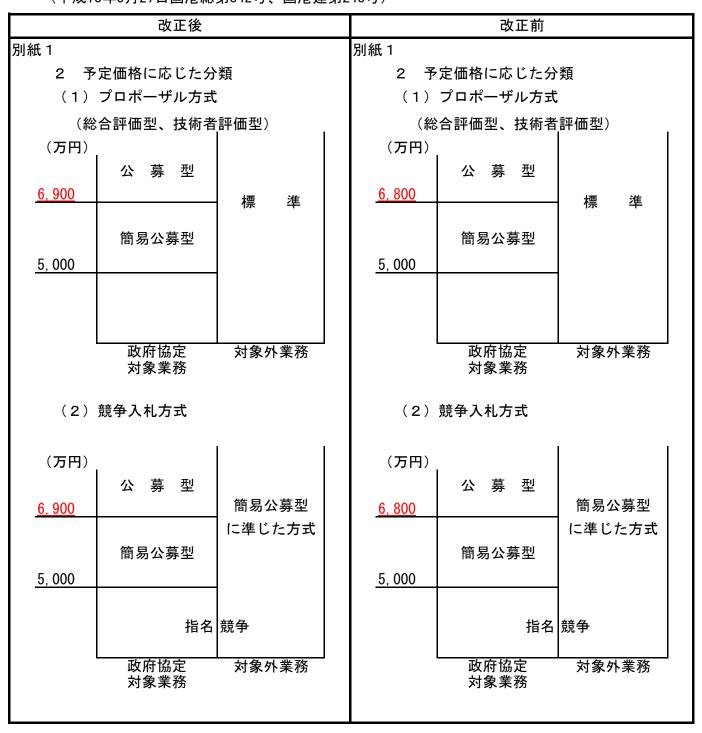
次に掲げる通知においては、別紙の当該通知に応じた表により、改正前欄に掲げる 規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し た部分のように改める。

- 1. 「建設コンサルタント等業務の入札・契約手続の運用について」 (平成18年3月27日国港総第842号、国港技第248号)
- 2. 「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の 試行について」 (平成19年4月18日国港総第47-2号、国港技第4-2号)

## 附則

この通達による改正後の各規定は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

1. 「建設コンサルタント等業務の入札・契約手続の運用について」 (平成18年3月27日国港総第842号、国港建第248号)



2.「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について」 (平成19年4月18日国港総第47-2号、国港技第4-2号)

【改正後】		【改正前】
(別紙)	_	(別紙)
湾土木工事、空港等土木工事、港湾等	空港等舗装工事	湾土木工事、空港等土木工事、港湾等空港等舗装工事
しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事		しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事 こんず 神教工事
3,700万円未満	5,000万円未満	3,700万円未満 5,000万円未満
3,700万円以上 9,000万円未満		3,700万円以上 9,000万円未満
	5,000万円以上1億2,000万円未満	5,000万円以上1億2,000万円未満
9,000万円以上 1億5,000万円未満		9,000万円以上 1億5,000万円未満
   1億5,000万円以上 2億5,000万円未満	1億2, 000万円以上 2億5, 000万円未満	1億2,000万円以上 2億5,000万円未満
185, 000万百以上 285, 000万百木何 		183,000万円以上 283,000万円木洞
2億5,000万円以上 6億9,000万円未満	2億5,000万円以上 <u>6億9,000万円未満</u>	2億5,000万円以上 <u>6億8,000万円未満</u> 2億5,000万円以上 <u>6億8,000万円未満</u>
6億9,000万円以上 15億円未満	6億9,000万円以上 10億円未満	<u>6億8,000万円以上</u> 15億円未満 <u>6億8,000万円以上</u> 10億円未満
15億円以上 30億円未満		15億円以上 30億円未満
	20億円以上	20億円以上
30億円以上 50億円未満		30億円以上 50億円未満
50億円以上		50億円以上